

公益社団法人 津山市観光協会

MICE 助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津山市で開催される全国及び中国地区規模又はこれに準ずる MICE 主催者に対し、必要な資金の助成を行うことにより MICE の誘致を推進し、人的交流と経済波及効果をもたらす地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「MICE」とは、Meeting（企業等の会議）、Incentive（企業の行う報奨・研修旅行）、Convention（団体・学会・協会等が行う総会・学会会議）、Event/Exhibition（展示会・見本市・イベント）などの催しをいう。

(助成対象事業)

第3条 MICE 開催助成金（以下「助成金」という。）の交付対象とする MICE は、津山市で開催されるもので、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

- (1) 津山市内の宿泊施設における宿泊者の延べ人数が30人以上あること。
- (2) 催しの内容が次のいずれかに該当するもの。
 - ①産業、学術、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与するもの。
 - ②市民生活又は社会福祉の向上に寄与するもの。
 - ③津山市のイメージ向上に寄与するもの。
 - ④津山市の経済に波及効果を及ぼすと考えられるもの。

2 その他、津山市観光協会が特に認めるものは、この限りではない。

(除外規定)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成対象としない。

- (1) 国又は県が主催又は共催を行い、経費を支出する MICE。
- (2) 津山市が主催又は共催を行い、経費を支出する MICE。
- (3) 津山市より補助金等の交付を受ける MICE。
- (4) 前3号の規定にかかわらず名義のみの主催・共催はこの限りではない。
- (5) 定着型の催し（津山市において、定期的で開催される催し）。ただし特に認められる場合は連続して3年間を上限に助成の対象とする。
- (6) 興業及び営利を目的としたもの。
- (7) 政治的、宗教的活動を目的としたもの。
- (8) 公の秩序、又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (9) スポーツ大会または合宿
- (10) その他、津山市観光協会が適当でないと認めた場合。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において交付するものとし、その額は別表1に掲げる額とする。

助成金の額は、宿泊者の延べ人数に千円を乗じた額（1万円未満の端数は、これを切り捨てた額）とする。ただし、助成金の額が30万円を超える場合は、30万円を限度とする。

2 津山市観光協会が特に認めるときは前項による額を超えて助成することができる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするもの(以下「主催者」という。)は、開催日の30日前までにあらかじめ次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) MICE 開催助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 調査書(様式第1号付属1 第6条関係)
- (3) 収支予算書(様式第1号付属2 第6条関係)
- (4) 津山市暴力団排除条例に係る誓約書(様式第1号付属3 第6条関係)
- (5) 事業計画(開催要項)

2 当該年度の4月1日から4月30日までに開催する MICE については、その MICE 終了日までに、前項の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

3 申請者が前2項に定める事項に違反した場合、当該補助金交付申請書は受付しないものとする。

(助成金の交付決定及び通知)

第7条 津山市観光協会は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付決定を行い、MICE 開催助成金交付決定通知書(様式第2号)により主催者に通知するものとする。この場合、津山市観光協会は、交付のために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第8条 前条の規定により助成金交付の決定を受けた者は、交付決定後においてその事業内容を変更又は中止する場合には、開催助成金交付変更申請書(様式第3号)を津山市観光協会に提出し、あらかじめ津山市観光協会の承認を得なければならない。

(実績報告及び請求)

第9条 主催者は、事業が終了したときは、次に掲げる書類を速やかに津山市観光協会に提出しなければならない。

- (1) MICE 開催助成金交付実績報告書兼請求書(様式第4号)
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算書(様式第4号付属1 第9条関係)
- (4) 参加者宿泊調査書(様式第4号付属2 第9条関係)

(助成金交付の取消し及び返還請求)

第10条 津山市観光協会は、主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の決定を取り消し又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付要綱に違反したとき。
- (2) 申請事項又は報告事項に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第7条の条件に違反したとき。

(助成金の流用の禁止)

第11条 交付の決定を受けた主催者は、この要綱の規定により、交付される助成金を助成の対象となる経費以外の経費に使用してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、津山市観光協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、翌年3月31日まで有効とする。

別表1（第5条関係）

宿泊者の延べ人数	助成金の額
30人以上39人以下	3万円
40人以上49人以下	4万円
50人以上59人以下	5万円
60人以上69人以下	6万円
70人以上79人以下	7万円
80人以上89人以下	8万円
90人以上99人以下	9万円
100人以上109人以下	10万円
110人以上119人以下	11万円
120人以上129人以下	12万円
130人以上139人以下	13万円
140人以上149人以下	14万円
150人以上159人以下	15万円
160人以上169人以下	16万円
170人以上179人以下	17万円
180人以上189人以下	18万円
190人以上199人以下	19万円
200人以上209人以下	20万円
210人以上219人以下	21万円
220人以上229人以下	22万円
230人以上239人以下	23万円
240人以上249人以下	24万円
250人以上259人以下	25万円
260人以上269人以下	26万円
270人以上279人以下	27万円
280人以上289人以下	28万円
290人以上299人以下	29万円
300人以上	30万円

申請手続きの流れ

① MICE 開催の検討

津山市にて MICE 開催をご検討の際は津山市観光協会 MICE 担当へご連絡をお願い致します。助成金やその他の支援についてご相談をお受けします。

② MICE 開催が決定したとき

助成金対象の大会の主催者は、開催の 30 日前までに申請書を提出願います。

【提出書類】

- ・ MICE 開催助成金交付申請書
- ・ 調査書
- ・ 収支予算書
- ・ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書
- ・ 事業計画（開催要項・任意フォーム可）

③ 主催者が MICE を実施

④ 主催者が大会後に書類を提出

MICE 開催終了後、速やかに必要書類を提出願います。

- ・ MICE 開催助成金交付実績報告書兼請求書
- ・ 事業報告書（任意フォーム可）
- ・ 収支決算書
- ・ 参加者宿泊調査書

⑤ 助成金交付

※主催者は申請内容に変更がある場合、事前に観光協会に変更届を提出願います。

観光協会にて変更届を審査し、申請の可否を連絡いたします。

以上